

第 4 7 号議案

豊川市地区市民館条例の一部改正について

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市地区市民館条例の一部を改正する条例

豊川市地区市民館条例（昭和 5 2 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
豊川市三蔵子地区市民館	豊川市大崎町小林87番地の 1	豊川市三蔵子地区市民館	豊川市大崎町小林81番地
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市三蔵子地区市民館の建替工事の完了に伴い、当該地区市民館の位置を変更する必要があるからである。